

足立区(足立区医師会)

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成28年5月7日～平成29年3月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)の方が対象です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前に電話での確認をお勧めします。

・足立区に住民登録をしている方を対象とします。

※受診時に、足立区外に転出された方、社保等被扶養者の資格のない方は対象となりません。

・受診時に必ず「受診券」と「健康保険証」をご持参ください。

・医療機関により、予約制のところがあります。また、胸部X線検査・心電図検査は別医療機関紹介となるところがあります。受診前に電話等でご確認ください。

・受診者全員に「受診券」の「特定健診(詳細部分)」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料(※)で「眼底検査」「貧血検査」「心電図検査」を実施します。

※「特定健診(基本部分)」のみ、窓口で自己負担額をご請求いたします。

・「眼底検査」は、昨年度または今年度の健診結果から「実施基準の該当者」及び「実施基準に該当しなくても眼底検査を希望される方」に健診実施機関で「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め15日以内(※)に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。

※「紹介日」を含め15日を過ぎると「眼底検査紹介兼受診票」は使えなくなります。

※「紹介日」が平成29年3月17日以降の場合、眼底検査実施機関の平成29年3月31日までに検査を受けていただきます。